

防災業務計画 新旧対照表 (改正部分抜粋)

改正後	現 行
<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>本章は、南海トラフ法の定めるところにより、地震防災に関する措置について基本となる事項を定める。</p> <p>(災害対策協力本部の設置等)</p> <p>第14条 本会は、南海トラフ地震が発生し、広域にわたって著しい地震災害が発生した場合、第3章の各条項に準じて災害対策協力本部を設置し、運営を行う。</p> <p>なお、南海トラフ法に基づき<u>内閣総理大臣より南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されている都道府県建設業協会は</u>独自に定める防災業務計画等を踏まえ、適時適切な対応を行う。</p> <p>2 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界における地震の発生等により、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ地震の発生時に前項に定める体制へ速やかに移行できるよう、業務内容の確認など徹底した備えを行う。</p> <p>3 前項に定める備えを行う期間は、発生から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める期間までとする。</p> <p>一 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合 2週間</p> <p>二 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生した場合 1週間</p> <p>三 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり※が観測された場合 通常と異なるゆっくりすべり変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間</p> <p>※プレート境界で発生する、通常の地震よりもはるかに遅い速度でのゆっくりとしたプレートのずれ動きのこと。</p>	<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>本章は、南海トラフ法の定めるところにより、地震防災に関する措置について基本となる事項を定める。</p> <p>(災害対策協力本部の設置等)</p> <p>第14条 本会は、南海トラフ地震が発生し、広域にわたって著しい地震災害が発生した場合、第3章の各条項に準じて災害対策協力本部を設置し、運営を行う。</p> <p>なお、南海トラフ法に基づき<u>地震防災対策を推進する必要がある南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されている地域は29都府県707市町村になっており、該当する都府県建設業協会が</u>独自に定める防災業務計画等を踏まえ、適時適切な対応を行う。</p> <p>2 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界における地震の発生等により、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ地震の発生時に前項に定める体制へ速やかに移行できるよう、業務内容の確認など徹底した備えを行う。</p> <p>3 前項に定める備えを行う期間は、発生から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める期間までとする。</p> <p>一 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合 2週間</p> <p>二 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生した場合 1週間</p> <p>三 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり※が観測された場合 通常と異なるゆっくりすべり変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間</p> <p>※プレート境界で発生する、通常の地震よりもはるかに遅い速度でのゆっくりとしたプレートのずれ動きのこと。</p>

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本章は、日本海溝法の定めるところにより、地震防災に関する措置について基本となる事項を定める。

(災害対策協力本部の設置等)

第15条 本会は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、広域にわたって著しい地震災害が発生した場合、第3章の各条項に準じて災害対策協力本部を設置し、運営を行う。

なお、日本海溝法に基づき 内閣総理大臣より日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定されている都道府県建設業協会は独自に定める防災業務計画等を踏まえ、適時適切な対応を行う。

附則

(施行日)

第1条 本計画は、平成28年4月1日より施行する。

(その他)

第2条 本計画に定めがないことについては、別に定めることとする。

附則

(施行日)

第1条 本計画の改正は、令和4年4月1日より施行する。

附則

(施行日)

第1条 本計画の改正は、令和5年12月●●日より施行する。

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本章は、日本海溝法の定めるところにより、地震防災に関する措置について基本となる事項を定める。

(災害対策協力本部の設置等)

第15条 本会は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、広域にわたって著しい地震災害が発生した場合、第3章の各条項に準じて災害対策協力本部を設置し、運営を行う。

なお、日本海溝法に基づき 地震防災対策を推進する必要がある日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定されている地域は5道県117市町村に なっており、該当する道県建設業協会が独自に定める防災業務計画等を踏まえ、適時適切な対応を行う。

附則

(施行日)

第1条 本計画は、平成28年4月1日より施行する。

(その他)

第2条 本計画に定めがないことについては、別に定めることとする。

附則

(施行日)

第1条 本計画の改正は、令和4年4月1日より施行する。